



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1

代々木1丁目ビル 14階

TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 総合特別区域法の支援措置

平成23年度税制改正について、法人税率の引下げ、相続税の基礎控除の引下げ等の大きな改正項目については、消費税率の引上げ論とともに、今後議論が重ねられることとなります。

しかし、一部の税制改正法案が、平成23年6月22日に成立しました。その日、国際競争力向上及び地域の活性化を推進するための「総合特別区域法」も成立しています。今回は、この成長産業支援のための制度について説明します。

1. 総合特別区域法

総合特別区域法は、①経済成長のエンジンとなる産業・機能の育成に関する取組を対象とした「国際戦略総合特区」と、②地域活性化の取り組みを対象とした「地域活性化総合特区」の2つを設け、特区において制度改革や、税制・財政・金融等の支援措置を図っていく仕組みです。

民間企業・団体や都道府県等が、制度改革等の提案とともに総合特区の指定の申請を行い、政府が総合特区を指定します。その後、総合特区ごとに協議会を設置し、特例措置の制度化とその活用を推進していきます。

施行日は、法律の公布の日から2か月以内に政令で定める日から施行されます(平成23年8月1日の予定)。

2. 「地域活性化総合特区」の税制改正(所得税)

特定新規中小会社が発行した株式を取得した時の特例の適用対象となる株式の範囲に、特定地域活性化事業を行う一定の要件を満たす会社の株式が加えられます。

	内容詳細
金額	株式を払込により取得した場合、その株式の取得金額について、寄付金控除の規定が適用可能(限度金額:1,000万円。ただし、寄附金控除額の制限あり。)
期限	総合特別区域法施行の日からH26.3.31までに指定を受けたものにより発行される株式で指定の日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるもの
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域活性化総合特区」の特定地域活性化事業を行う中小企業者の株式 ・特定の株主グループの株式保有比率が6分の5未満等

3. 「国際戦略総合特区」の税制改正(法人税)

①特定機械装置等の特別償却又は税額控除

	詳細
金額	次の金額の選択適用 <ul style="list-style-type: none"> ・取得価額の50%(建物等は25%)の特別償却 ・取得価額の15%(建物等は8%)の税額控除。 ただし、税額の100分の20を限度とする
期限	H26.3.31
要件	国際戦略総合特区内で、特定機械装置等の取得等をして特定国際戦略事業の用に供すること

②所得控除

	詳細
金額	適用事業の所得の20%を適用事業の課税所得から控除
期限	H26.3.31までに事業者指定され、かつ事業者の指定の日から5年間
要件	総合特別区域法の指定特定事業法人に該当し、指定された特定国際戦略事業の所得があり、①の特別償却または税額控除の適用を受けていないこと。

4. 金融上の支援措置

総合特区に関する計画を実施する者が、金融機関から資金を借り入れる場合に、利子補給金が支給されます。利子補給金の予算は1.5億円です。

5. 財政上の支援措置

各府省庁の予算制度を活用し、また総合特区推進調整費の予算を策定し、予算の範囲で、認定事業に関して補助金等の財政支援を実施します。平成23年度予算では151億円が計上されています。

6. 結び

平成23年6月20日、復興基本法で「復興特別区域制度」が創設されました。具体的な内容は検討過程ですが、総合特別区域と同様、被災地を中心として、復興のための規制緩和や優遇措置を認める方向です。

総合特別区域や復興特別区域の設置は、試みとしては有意義であると思います。特別が慢性化することを牽制する必要があるものの、成長・復興のエンジンになる事を期待します。(担当:山口美幸)